

今月のトピックス

令和4年7月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>
※QRコードで弊社HPへアクセスできます ⇒



【2023年4月1日～中小企業も月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%へ】

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)		
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

●深夜労働との関係 月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～翌5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

●休日労働との関係 月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

※月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有休の休暇(代替休暇)を付与することができます。(代替休暇制度導入にあたっては、過半数組合、それがいない場合には過半数代表者との間で**労使協定**を結ぶことが必要です。)

○代替休暇の具体的な計算方法

$$\text{代替休暇の時間数} = \left(\text{1か月の法定時間外労働時間数} - 60 \right) \times \text{換算率}$$
$$\text{換算率} = \text{代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率} - \text{代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率}$$

○代替休暇の単位

まとまった単位で与えることによって労働者の休息の機会を確保する観点から1日、半日、1日または半日のいずれかによって与えることとされています。

○代替休暇を与えることができる期間

代替休暇は、特に長い労働を行った労働者の休息の機会の確保が目的ですので、一定の近接した期間内に与える必要があります。

法定時間外時間が1ヶ月60時間を超えた月の末日の翌日から2ヶ月間以内の期間で与えることを労使協定で定めてください。

※**代替休暇制度を導入する場合は、就業規則の記載が必要となりますので弊社にご相談ください。**

※上記内容につきまして、ご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。

夏季休業のお知らせ 弊社8月11日～8月15日は夏季休業とさせていただきます。

【今月の担当：阿部】